

💡 **くらしの豆知識** サブスクの契約・請求トラブルに注意！

- 【事例1】 久しぶりにクレジットカードの明細を確認すると、半年前に契約したサブスクの請求が続いていた。サイト運営業者に利用していないと伝えたが、返金はできないと言われた。
- 【事例2】 月額1万円でプロがコーディネートした洋服を借りられ、2カ月無料というサイトを見つけた。無料の会員登録をすれば特典があるので、登録だけと思い個人情報とクレジットカード番号を入力したが、1年分の料金12万円が一括で引き落とされた。

定められた料金を定期的に支払うことで一定期間、商品やサービスを利用できるサブスクリプション（サブスク）。一度契約すると解約しない限り自動継続し、利用の有無にかかわらず定額が請求されますが、このような契約内容を十分確認せず申し込み、その後、利用していないのに請求され、トラブルになるケースがあります。

なお、消費者がサブスクをウェブサイトやアプリで申し込む際、サイト事業者は最終確認画面で、契約期間や料金、解約条件などを分かりやすく表示するよう義務付けられています。

【消費者へのアドバイス】

- ①通信販売でサービスの利用契約をする際は事業者の連絡先を、また、申し込みを確定する前には最終確認画面で契約内容・解約条件を必ず確認しましょう。
- ②証拠を残すため、契約のきっかけとなった広告と最終確認画面のスクリーンショットを撮りましょう。
- ③クレジットカードなどの明細や履歴は毎月確認しましょう。
- ④困った時は、すぐに市や県の消費生活相談窓口にご相談しましょう。
- 問八潮市消費生活センター（受付は商工観光課） ☎☎336、埼玉県消費生活支援センター川口 ☎048-261-0999

法律相談コラム 法律相談などで多い事例とそのアドバイス

相続登記の申請期限

質問 10年前に父が亡くなりましたが、遺産分割協議が進まず、実家の土地の名義は父のままとなっています。不動産の名義変更に期限はないと聞きましたが、このままでも問題ありませんか。

回答 相続税の申告・納付は別として、遺産分割協議や相続不動産の名義変更について明確な期間制限はこれまでなかったため、長年にわたり亡くなった方の名義となっている不動産も多く存在しています。このような状態が長く続けば、相続人が複数世代にわたる大人数となって協議が困難になることや、所有者・管理者不明の不動産が増加し、いわゆる空き家問題などが深刻化することから、近年、不動産登記法の改正がなされました。この改正により、法施行日である令和6年4月1日からは、相続人は、自分が不動産を相続すること（後の協議により最終的に取得しない場合も含む）を知った日から3年以内に相続登記の申請をする義務を負うこととなり、正当な理由なく申請を怠った場合には、10万円以下の過料に処せられます。なお、法施行日より前に発生していた相続についても、登記申請義務が課されることになるので注意が必要です。この場合には、法施行日または不動産相続を知った日のいずれか遅い日から3年が期限となります。

この改正により、今後は3年を期限として相続登記を行う必要がありますので、遺産分割協議もこの期限が1つの目安となります。また一方で、各相続人が単独で、法務局に相続人であることを申告する簡単な手続で申請義務を果たしたことになる制度も新設されました。遺産分割協議に非協力的な相続人がいたり、協議が長期化して3年以内の分割が困難な場合は、この制度を利用することで足ります。

長年にわたり他の相続人と遺産分割協議をせず、不動産名義が亡くなった方のままになっている場合は、早めに弁護士などの専門家に相談されることをお勧めします。

問埼玉弁護士会越谷支部 ☎962-1188 富田陽平（弁護士）

11月各種無料相談

☎996-2111

★相談日が祝日の場合はお休みです（⑮を除く）。

※来庁（館・所）による相談は、中止や電話での相談になる場合がありますので、事前に各担当課へお問い合わせください。

①法律相談

問秘書広報課 ☎☎373

法律上の諸問題についての相談（弁護士が対応）※2日前の水曜日（祝日の場合は翌日）午前9時から電話予約

☎毎週金曜日 午後1時20分～4時
場市民相談室 定8人（電話による事前予約制）

②税理士相談

問秘書広報課 ☎☎373

相続税など税金全般についての相談 ※10月24日（月）午前9時から電話予約

☎11月7日（月） 午後1時～4時
場市民相談室 定6人（電話による事前予約制）

③不動産相談

問秘書広報課 ☎☎373

土地・建物の売買、賃貸や空き家の利活用など、不動産取引全般についての相談（宅地建物取引士が対応）

☎11月14日（月） 午後1時～4時
11月28日（月） 午前9時～正午
場市民相談室

④くらしの相談

問秘書広報課 ☎☎373

日常生活の問題や国・県・市の行政サービスについての相談（行政相談委員が対応）

☎11月9日（水） 午後1時30分～3時30分
場市民相談室

⑤行政書士相談

問秘書広報課 ☎☎373

紛争のおそれのない相続・遺言などの書類作成および官公庁へ提出する書類・申請書の作成などについての相談

☎11月21日（月） 午後1時～4時
場市民相談室

⑥司法書士相談

問秘書広報課 ☎☎373

土地・建物の所有権移転登記、相続登記などについての相談 ※11月4日（金）午前9時から電話予約

☎11月17日（水） 午後1時～4時
場市民相談室 定6人（電話による事前予約制）

⑦DV相談

問人権・男女共同参画課 ☎☎811

DV被害（配偶者からの暴力）について電話・面談による相談（女性相談員が対応）

☎毎週月・金曜日 午前10時～正午 午後1時～4時
※面談の場合は要予約 ☎996-3955（DV相談支援室専用電話）

⑧女性相談

問人権・男女共同参画課 ☎☎811

女性が抱えるさまざまな悩みについての相談（女性相談員が対応）

☎毎週火～木曜日 午前10時15分～午後0時30分 午後1時30分～3時45分
場駅前出張所内相談室 定4人（電話による事前予約制）

⑨人権相談

問人権・男女共同参画課 ☎☎811

不当な差別や偏見、プライバシーの侵害など人権に係るさまざまな悩みについての相談（人権擁護委員が対応）

☎11月10日（水） 午後1時～4時
場市民相談室

⑩心配ごと相談

問社会福祉協議会 ☎995-3636

日常生活における心配ごとや悩みごとについての相談（心配ごと相談員が対応）

☎11月2日（水）・16日（水） 午後1時～4時
場身体障害者福祉センターやすらぎ ☎998-7616（心配ごと相談専用電話）

⑪生活困窮者自立相談

問社会福祉課 ☎☎493

経済的な問題などの心配ごとについての相談（生活困窮者自立相談支援員が対応）

☎毎週月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
場社会福祉課 ☎949-6317（生活困窮者自立相談支援専用電話）

⑫こころの健康相談

問保健センター ☎995-3381

不眠・不安などによるこころの病気やひきこもり、高齢者の認知症などについての相談（専門医が対応）

☎11月7日（月） 午後1時～2時30分
場保健センター 定2人（電話による事前予約制）

⑬消費生活相談

問商工観光課 ☎☎336

悪質商法などに関する問題や借金問題など消費生活全般についての相談（消費生活相談員が対応）

☎毎週月～金曜日 午前10時～正午 午後1時～4時
場消費生活センター ※受付は商工観光課

⑭内職相談

問商工観光課 ☎☎274

内職の求人、求職のあっせん、および相談（内職相談員が対応）

☎毎週火曜日 午前10時～正午 午後1時～3時30分
場市民相談室

⑮若年者就職相談

問ゆまにて ☎996-0123

若年者（おおむね40歳未満、学生など）の就職、転職、職業能力などについての相談（キャリアカウンセラーが対応）

☎11月2日（水）・16日（水） 午前10時～正午 午後1時～4時
場勤労青少年ホームゆまにて 定5人（電話による事前予約制）

⑯教育相談

問教育相談所 ☎995-0077

児童・生徒の言動やいじめ・不登校に関することなど教育についての相談（専任教育相談員が対応）

☎毎週月～金曜日 午前9時30分～正午 午後1時～4時
場教育相談所（八條小学校西隣）

⑰家庭児童相談

問子育て支援課 ☎☎472

子どもの家庭での養育上の心配や悩みごとについての相談（家庭児童相談員が対応）

☎毎週月～金曜日 午前9時～正午 午後1時～4時
場家庭児童相談室

⑱子育てコーディネーター

問子育てはっとステーション ☎951-0229

就学前のお子さんの子育て関連情報の提供や子育ての不安・悩みごとを窓口または電話で相談

☎毎週月～金曜日 午前10時～午後4時
場やしお子育てはっとステーション

⑲休日・夜間納税相談

問納税課 ☎☎330

市税・国民健康保険税の納付についての相談

☎11月6日（日） 午前9時～午後4時
毎週木曜日 午後5時15分～7時
場納税課

〈広告欄〉

広告募集

「広報やしお」へ掲載する広告を募集しています。
詳しくは、秘書広報課（☎☎423）へお問い合わせください。